

入札時の注意点

入札時に入札書ごとに次の各書面を提出する必要があります。

- 1 暴力団員等に該当しない旨の陳述書
- 2 住民票（入札者が個人の場合）又は資格証明書（入札者が法人の場合）
- 3 宅地建物取引業の免許証の写し（入札者が宅地建物取引業者の場合）

- ◆ 上記 1 及び 2 の各書面は、入札時に提出がないと無効になります。また、記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。
- ◆ 上記 1 の陳述書の「陳述」欄にある「☐ 自己の計算において・・・ありません。」の ☐ のチェックは、入札者が他人から資金の提供を受けて入札に参加する場合など「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者」がいる場合のみチェックするものです。チェックを入れた場合には、陳述書の注意書 9 を参照の上、必ず別紙も添付してください。

入札書及び添付書類の提出先

〒085-0824

釧路市柏木町 4 番 7 号

釧路地方裁判所 執行官室

電話 直通 0154-99-9082

期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 7月23日

釧路地方裁判所民事部

裁判所書記官 梅 津 健太郎

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年10月 9日から 令和 8年10月16日まで	
開札期日	日 時	令和 8年10月21日 午前10時00分
	場 所	釧路地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時	令和 8年12月 2日 午前 9時45分
	場 所	釧路地方裁判所民事部
特別売却 実施期間	令和 8年10月22日から 令和 8年10月26日まで	
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。	
買受申出の資格の 制限(民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。	

一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 7月23日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。次頁備考欄に「民事執行規則30条の3による価額変更」と記載のあるものについては、執行裁判所が同規則所定の方法によって前回の売却基準価額を変更したものです。



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和 8 年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
10～13☆	6,140,000 4,912,000	一括	1,228,000	5,575	0
10	1,270,000				
11	3,730,000				
12	370,000				
13	770,000				



物 件 目 録

- | | | | |
|-----|---|---|-------------|
| ☆10 | 所 | 在 | 斜里郡斜里町字峰浜 |
| | 地 | 番 | 219番2 |
| | 地 | 目 | 畑 |
| | 地 | 積 | 22731平方メートル |
| ☆11 | 所 | 在 | 斜里郡斜里町字峰浜 |
| | 地 | 番 | 219番3 |
| | 地 | 目 | 畑 |
| | 地 | 積 | 66824平方メートル |
| ☆12 | 所 | 在 | 斜里郡斜里町字峰浜 |
| | 地 | 番 | 219番16 |
| | 地 | 目 | 畑 |
| | 地 | 積 | 6643平方メートル |
| ☆13 | 所 | 在 | 斜里郡斜里町字峰浜 |
| | 地 | 番 | 221番3 |
| | 地 | 目 | 畑 |
| | 地 | 積 | 13880平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 8年 6月12日

釧路地方裁判所民事部

裁判所書記官 梅 津 健太郎

1 不動産の表示

【物件番号10～13】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号10～13】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号10～13】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号10～13】

売却対象外の土地(地番216番4、216番5、219番15)を通行のため利用している。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません(訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります)。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があ



ります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。

- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | | |
|-----|---|---|-------------|
| ☆10 | 所 | 在 | 斜里郡斜里町字峰浜 |
| | 地 | 番 | 219番2 |
| | 地 | 目 | 畑 |
| | 地 | 積 | 22731平方メートル |
| ☆11 | 所 | 在 | 斜里郡斜里町字峰浜 |
| | 地 | 番 | 219番3 |
| | 地 | 目 | 畑 |
| | 地 | 積 | 66824平方メートル |
| ☆12 | 所 | 在 | 斜里郡斜里町字峰浜 |
| | 地 | 番 | 219番16 |
| | 地 | 目 | 畑 |
| | 地 | 積 | 6643平方メートル |
| ☆13 | 所 | 在 | 斜里郡斜里町字峰浜 |
| | 地 | 番 | 221番3 |
| | 地 | 目 | 畑 |
| | 地 | 積 | 13880平方メートル |



令和7年(ケ)第2001号
令和7年7月28日受理
令和7年12月3日提出
物件10、11、12、13

現況調査報告書



釧路地方裁判所

執行官 古 田 正 士

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | | |
|-----|---|---|-------------|
| 1.0 | 所 | 在 | 斜里郡斜里町字峰浜 |
| | 地 | 番 | 219番2 |
| | 地 | 目 | 畑 |
| | 地 | 積 | 22731平方メートル |
| 1.1 | 所 | 在 | 斜里郡斜里町字峰浜 |
| | 地 | 番 | 219番3 |
| | 地 | 目 | 畑 |
| | 地 | 積 | 66824平方メートル |
| 1.2 | 所 | 在 | 斜里郡斜里町字峰浜 |
| | 地 | 番 | 219番16 |
| | 地 | 目 | 畑 |
| | 地 | 積 | 6643平方メートル |
| 1.3 | 所 | 在 | 斜里郡斜里町字峰浜 |
| | 地 | 番 | 221番3 |
| | 地 | 目 | 畑 |
| | 地 | 積 | 13880平方メートル |



不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	住居表示未実施
土地	物件10、11、12、13
現況地目	☐ 宅地（物件） ☐ 公衆用道路（物件） ☒ 畑（物件10、11、12、13） ☐ 雑種地（物件） ☐ 山林（物件） ☐ 原野（物件） ☐
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☒ 土地のとおり
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 ☐ 上記の者が本件土地に、下記目的外建物を所有し、占有している ☐ 上記の者が駐車場として使用し、占有している ☐ 上記の者が更地の状態で占有している ☒ 上記の者が畑（耕作）の状態で占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり ☐
その他の事項	1 接道関係 - 東側及び南東側には公道（町道）が存在している。東側公道と本件土地の間には帯状の目的外土地1（216番4）が、南東側公道と本件土地の間には帯状の目的外土地2（216番5）が介在している。再利用に際し、目的外土地1・2の通行が可能かどうか不明であり注意を要する（土地位置関係図のとおり）。 - 上記道路、目的外土地1・2、物件10及び12は概ね等高で接している（土地位置関係図のとおり）。 2 土地の形状等について - 目的外土地3（用水路用地、219番15）が介在する不整形な変則角地である（土地位置関係図のとおり、写真のとおり）。 - 本件土地は北側に向かって上り緩傾斜及び若干の起伏等を伴う地勢となっている。 - 本件土地の北側は南側より最大で約10メートル高い - 本件土地では麦等を耕作している。 - 土地改良等に係る経常賦課金等の事務負担金はない。 - 埋蔵文化財包蔵地の指定を受けているので、通常と異なる耕作や掘削等を含む再利用に際し、斜里町立知床博物館との事前協議・届出等を要する。
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある { 地方裁判所 保管開始日 平成 年 月 日 支部 平成 年()第 号
建物 （目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(目的外土地用＜複数１＞)

目的外土地の概況		
1	所 在	斜里郡斜里町字峰浜
	地 番	2 1 6 番 4
	地 目	☐ 宅地 ☐ 山林 ☐ 雑種地 ☐ 畑 ☐ 田 ☒ 原野
	地 積	4 3 6 平方メートル (☒ 全部 ☐ 約 平方メートル)
	所 有 者	☒ 本件土地所有者 ☐ その他の者 ()
	そ の 他 の 事 項	物件１０に接している（土地位置関係図のとおり）。
2	所 在	斜里郡斜里町字峰浜
	地 番	2 1 6 番 5
	地 目	☐ 宅地 ☐ 山林 ☐ 雑種地 ☐ 畑 ☐ 田 ☒ 原野
	地 積	3 0 0 平方メートル (☐ 全部 ☐ 約 平方メートル)
	所 有 者	☒ 本件土地所有者 ☐ その他の者 ()
	そ の 他 の 事 項	物件１２に接している（土地位置関係図のとおり）。
3	所 在	斜里郡斜里町字峰浜
	地 番	2 1 9 番 1 5
	地 目	☐ 宅地 ☐ 山林 ☒ 雑種地 ☐ 畑 ☐ 田 ☐
	地 積	1 1 0 0 6 平方メートル (☒ 全部 ☐ 約 平方メートル)
	所 有 者	☒ 本件土地所有者 ☐ その他の者 ()
	そ の 他 の 事 項	土地位置関係図のとおり、用水路として、物件１０、１１、１２を分断する形で、介在している。
4	所 在	
	地 番	番
	地 目	☐ 宅地 ☐ 山林 ☐ 雑種地 ☐ 畑 ☐ 田 ☐
	地 積	平方メートル (☐ 全部 ☐ 約 平方メートル)
	所 有 者	☐ 建物所有者 ☐ その他の者 ()
	そ の 他 の 事 項	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(関係人の陳述等用)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■債務者兼所有者	・ 本件の担保権実行競売手続きにおける被担保債権に関する民事訴訟が、私と債権者との間で係属中です。 ・ 本件土地を父から贈与を受け、現在まで農業を営んでいます。 ・ 目的外土地 1, 2, 3 は私が所有する土地です。
■ J A しれとこ斜里の職員	・ 本件土地に関する排水施設について、J A しれとこ斜里は何ら関与をしていません。 ・ J A しれとこ斜里が次の本件土地の所有者に対し徴収する賦課金は存在しません。

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり

(調査経過用)

調査の経過

調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
R7年9月25日（木） 10：26～10：30	債務者兼所有者の自宅	占有調査（債務者兼所有者と面談）
R7年9月25日（木） 11：31～11：40	斜里町役場	評価証明書、農地基本台帳、河川堤防敷地占用許可台帳、固定資産税名寄帳兼課税台帳を入手
R7年9月25日（木） 12：30～12：40	物件所在地	物件確認、写真撮影
R7年9月25日（木） 13：55～14：00	J A しれとこ斜里	農地の排水、本件土地に関する賦課金についての調査
R7年10月9日（木） 11：20～11：50	物件所在地	立入調査、地積調査、写真撮影

(特記事項)

□ 令和 年 月 日

目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

□ 令和 年 月 日

目的物件は不在で施錠されていたので、立会人物内に立ち入った。

□ 令和 年 月 日

休日・夜間執行許可の提示をした。

☐

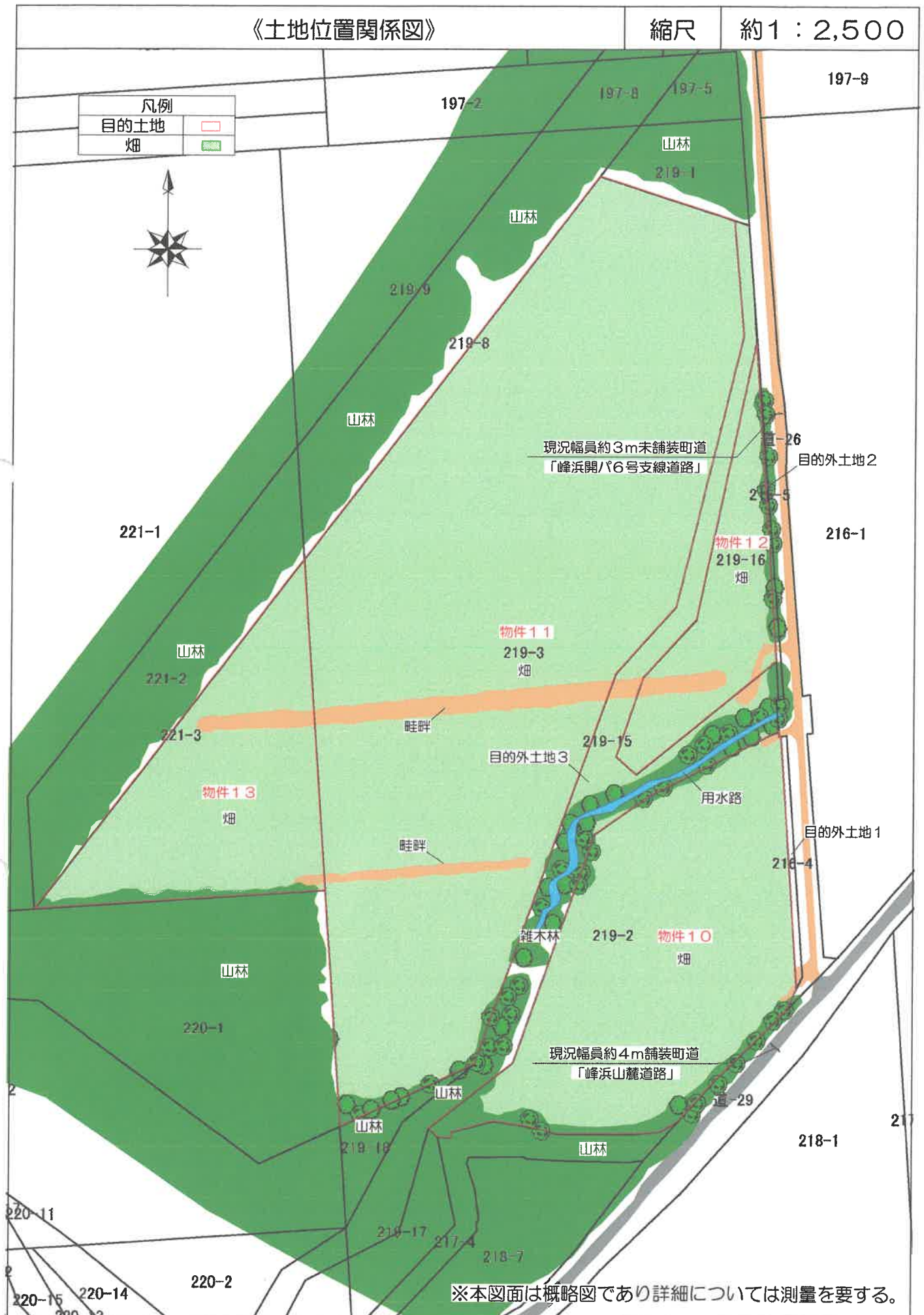
(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

《土地位置関係図》

縮尺

約1 : 2,500

凡例	
目的土地	
畑	



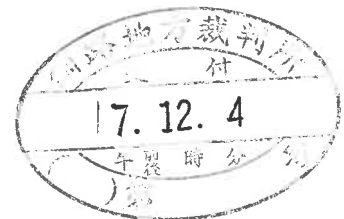
※本図面は概略図であり詳細については測量を要する。



令和7年(ケ)第 2001号
令和7年10月9日 現地調査
令和7年12月3日 評価

釧路地方裁判所 御中

評 価 書
(物件10～13)



評価人 不動産鑑定士
奥 村 篤 印

第1 評価額

一括価格	
金6,140,000円	
内訳価格	
物件10（土地）	金1,270,000円
物件11（土地）	金3,730,000円
物件12（土地）	金370,000円
物件13（土地）	金770,000円

- 1 一括価格は、物件10～13の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登記	現況
10	所在地 地目 地積	斜里郡斜里町字峰浜 219番2 畑 22731m ²	同左
11	所在地 地目 地積	斜里郡斜里町字峰浜 219番3 畑 66824m ²	同左
12	所在地 地目 地積	斜里郡斜里町字峰浜 219番16 畑 6643m ²	同左
13	所在地 地目 地積	斜里郡斜里町字峰浜 221番3 畑 13880m ²	同左
番号	特記事項		
	物件10～13：農地法上の農地であり、目的土地を買受けるためには農地法の許可を要する。（詳細は後記「土地の利用状況等」を参照のこと。）		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等

位 置 ・ 交 通	斜里町役場の東方・道路距離約14km 最寄バス停「潮見」(斜里バス)南東方・道路距離約3.5km (別添「位置図」参照)	
付 近 の 状 況	斜里町の峰浜地区に存し、丘陵地に畑及び山林が広がる畑作地域である。 斜里町の市街中心部まで車で約20分程度であり、斜里町内の農地地域としての都市部への接近条件はやや劣る。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制)	都市計画区分	都市計画区域外
	用 途 地 域	—
	建 蔽 率	—
	容 積 率	—
	防 火 規 制	—
	農 地 関 連 法	農地法上の農地、農業振興地域の整備に関する法律：農業振興地域内の農用地区域。(詳細は「土地の利用状況等」を参照のこと。)
	森 林 法	—
	建 築 規 制	農地法の規制により、原則として建物等の建築不可。
	開 発 許 可	—
	自 然 公 園 法	—
	その他の規制	景観計画区域
		公法上の規制の詳細は、斜里町農業委員会等まで。
画 地 条 件 (規模・形状等)	【物件10～13 (4筆一体。農地。)】 物件10～13の4筆一体としては、東側間口約408m、これに対する最長奥行約400m (後記の目的外土地も含む)、登記合計面積110,078㎡、目的外土地が介在する不整形な変則角地である。なお、形状等の詳細については、土地位置関係図等を参照のこと。	
自 然 的 条 件	地勢～ 地域一帯は、丘陵地に畑、山林が広がる農地地域であり、目的物件は農地法上の農地で、かつ、現況も畑になっている。周辺一帯は丘陵地のため、目的物件は北側に向かって上り緩傾斜及び若干の起伏等を伴う地勢になっている。なお、概測によると目的土地の北側は南側より最大で約10m高くなっていると思われるが詳細は測量を要する。 日照～ 峰浜地区の丘陵地に広がる畑作地域であるが、目的物件は概ね南向きの緩傾斜地であり近隣には日照を遮る山地や森林も殆ど見られず日照条件は比較的良好である。 水量～ 農地用の給水栓等の整備状況等は確認できず、水量が確保されているかは不明である。 土壌の肥沃度～ 丘陵地に広がる畑作地域であり、周辺一帯も含め土壌は概ね肥沃と思われる。	

次頁に続く

自 然 的 条 件	耕作の難易～ 不整形かつ目的外土地が介在する大規模農地であり、公道から畑への移動経路が限定されており、耕作条件は劣る。 肥培管理～ 所有者によれば麦等を耕作しており、肥培管理も適切に行っているとのことである。
接面道路の状況	東側 現況幅員約3m未舗装町道「峰浜開パ6号支線道路」（道路法第3条該当） 南東側 現況幅員約4m舗装町道「峰浜山麓道路」（道路法第3条該当） 但し、上記東側町道と目的土地の間に帯状の目的外土地1（216番4）、目的外土地2（216番5）が介在しており、再利用に際しては目的外土地1・2の通行が可能かどうか不明であり注意を要する。 なお、上記道路及び目的外土地と物件12・10は概ね等高で接している。（別添の土地位置関係図等を参照のこと。）
土地の利用状況等	調査日現在、目的土地の西側一帯は山林に囲まれ、更に物件10、11、12を分断する形で用水路用地（219番15）が介在する複数枚の畑（農地）として所有者が利用している。また、斜里町農業委員会の農地基本台帳によれば、目的土地は自作の農地として登録されており賃借権は設定されていない。このことについて農業委員会によれば、目的土地については賃借権が設定されていないため農地利用集積計画書は未作成であるとのこと。 なお、所有者によれば、目的土地では麦等を耕作、収穫しているとのことであったが、現地調査したところ収穫直後と思われ麦等の農作物は確認出来なかった。（占有状況等の詳細は現況調査報告書を参照のこと。） 更に、目的土地全体が農業振興地域内の農用地区域の指定を受けているほか、農地法上の農地であり、目的土地を買受けるためには農地法3条の許可を要する。
供給処理施設	上水道 なし ガス配管 なし 下水道 なし
特 記 事 項	・経常賦課金等について 斜里町環境保全課によれば、目的土地は土地整備事業等を行っておらず、土地改良等に係る経常賦課金等の事務負担金はないとのことである。（詳細については斜里町環境保全課まで。） ・土壌汚染の可能性 オホーツク総合振興局環境生活課によれば、過去～現在まで目的土地周辺には水質汚濁防止法上の有害物質使用特定施設は存在していないとのことである。よって、これらの状況から土壌汚染の可能性は低いと推定される。 なお、評価人としての調査は限界があるため、詳細については専門家による調査を要するものである。

次頁に続く

特 記 事 項

・埋蔵文化財・地下埋設物の可能性

北海道教育委員会の「北の遺跡案内」によれば、目的物件は周知の埋蔵文化財包蔵地の指定（シュマトカリペツ7遺跡）を受けており、埋蔵文化財包蔵地の概要は下記一覧表のとおりである。

従って、通常と異なる耕作や掘削等を含む土地の再利用等の際には、斜里町立知床博物館との事前協議・届出等を要する。なお、遺跡が出土し発掘調査等を実施する場合には、土地の利用制限がかかるため注意を要する。

登載番号	I-08-099
名 称	シュマトカリペツ7遺跡
所在地	斜里町峰浜219-16
種 別	遺物包含地
時 代	縄文
立 地	シマトカリ川右岸 丘陵斜面
標 高	200m
出土遺物	石器

・地積等

目的土地の周辺に境界標等を確認できず、畦畔、雑木林、町道用地等を基点にしてデジタルスコープ、巻き尺、レーザー測定器等を用い実地調査し、更に、無人航空機（ドローン）を用いて上空から写真測量・空撮等を実施のうえ、衛星写真・公図・地籍図・道路台帳図等も総合的に勘案した結果、概ね公図のとおりと思われる。

しかし、目的土地については広大な土地であり縄伸び・縄縮み、位置等の差異等の可能性も考えられ、正確には別途精度の高い測量等を要する。

・災害等の危険性について

北海道土砂災害警戒情報によると、目的物件は土砂災害警戒区域等に指定されていない。詳細は北海道ホームページ「北海道土砂災害警戒情報システム」等を要確認のこと。

斜里町洪水ハザードマップによると、目的物件は洪水想定浸水深等に指定されていない。詳細は斜里町ホームページ「斜里町洪水ハザードマップ」を要確認のこと。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 物件10～13

農地の標準価格を算出し、土地価格を求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格 差 イ	地 積 (㎡) ウ	土 地 価 格(円) ア×イ×ウ＝エ
10	180	0.74	22,731	3,028,000
11	180	0.74	66,824	8,901,000
12	180	0.74	6,643	885,000
13	180	0.74	13,880	1,849,000

ア 標準画地価格：この種農地の精通者意見や各種農地価格資料等を勘案して、類似地域所在の取引事例価格と比準した価格等をも考量のうえ、農地の標準画地価格を上記のとおり査定した。

イ 個別格差：物件10～13の4筆一体→変則角地・・・+1%。形状・・・-10%。地勢・・・-10%。目的外土地介在・・・-10%。

個別格差率合計～相乗積 $1.01 \times 0.90 \times 0.90 \times 0.90 \div 0.74$ と査定した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、市場性修正、競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) (1(1)エ) ア	土地利用権等 価格 の控除及び加 算 (円) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市 場修正 オ	その他の 控除減価 (敷金 等) カ	評 価 額(円) (ア±イ)×ウ ×エ×オ×カ
1 0	3,028,000		1.00	0.60	0.70	—	1,270,000
1 1	8,901,000		1.00	0.60	0.70	—	3,730,000
1 2	885,000		1.00	0.60	0.70	—	370,000
1 3	1,849,000		1.00	0.60	0.70	—	770,000
一括価格 (合計)							6,140,000

ウ 占有減価修正：なし。

エ 市場性修正：周辺農地の状況、農地部分の売買については農業委員会の許可を要すること及び市場滞留期間が長く、買受け適格者が限定され需要が少ないこと、大規模地であり縄延び縄縮み、位置等の差異等のリスクがあること、目的外土地が介在すること、埋蔵文化財包蔵地に指定されていること等から相対的市場性は劣ると判断し、市場性修正率として0.60を乗じた。

オ 競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

カ その他の控除減価（敷金等）：なし。

第6 参考価格資料

1 地域別・中畑平均価格の推移（北海道農業会議）

【斜里町】

価 格：230,000円／10a（230円／m²）

価 格 時 点：令和6年度

価 格：230,000円／10a（230円／m²）

価 格 時 点：令和5年度

2 固定資産税評価額（令和7年度）

物件10 82,263円

物件11 241,836円

物件12 24,041円

物件13 50,231円

ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するに当たって参考とした価格である。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質が異なるものである。

第7 附属資料

1 位 置 図

2 住宅地図

3 公 図 写

4 地籍図写

5 道路台帳平面図写

6 土地位置関係図

7 3次元点群データ

8 オルソ写真（ドローンによる合成空中写真）

9 空中写真（人工衛星から撮影した空中写真）

以 上

位置図



目的物件

住宅地図



字峰浜

物件 1 1

物件 1 2

物件 1 3

物件 1 0

字峰浜

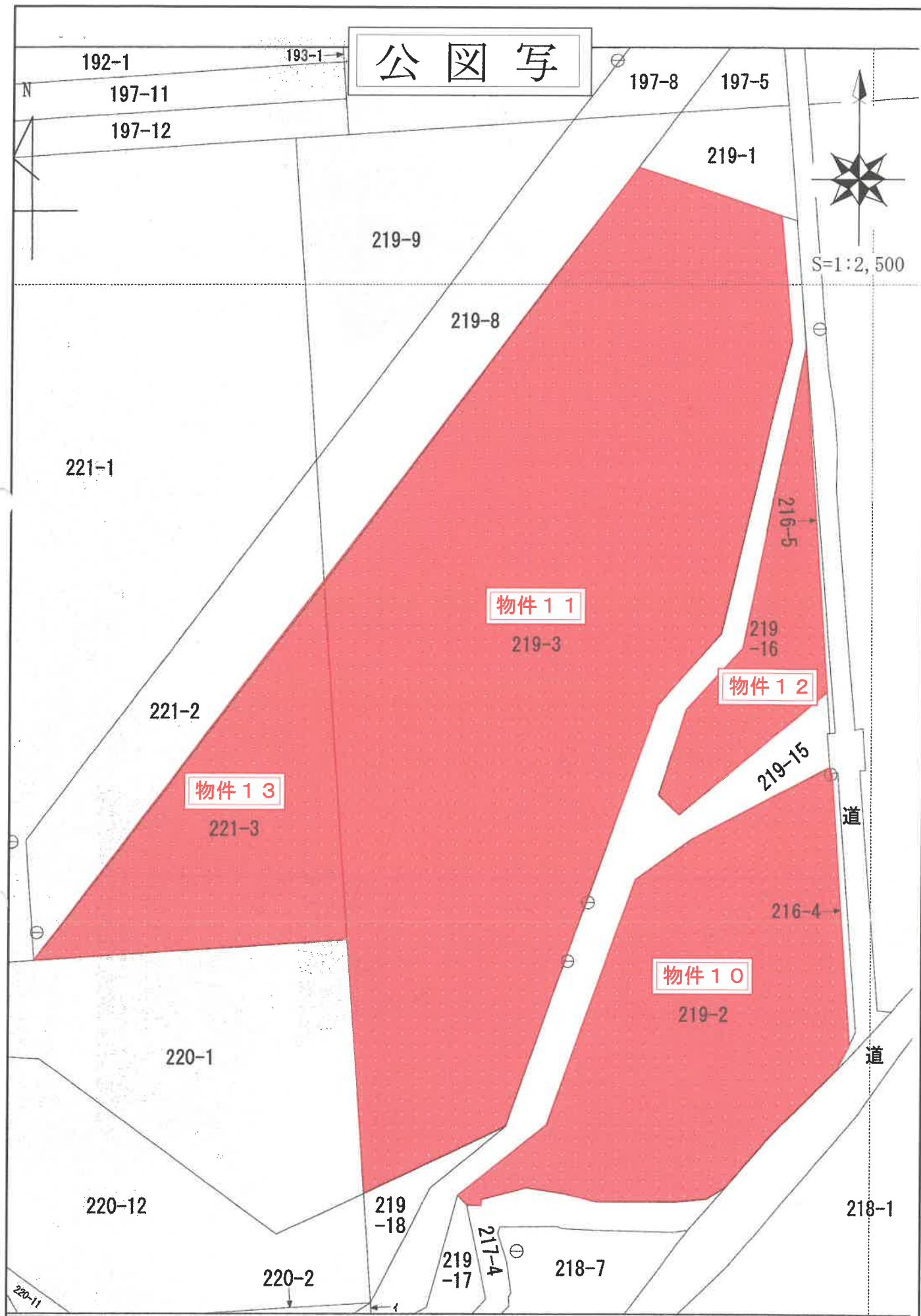
字峰浜

A 3 → A 4 縮小

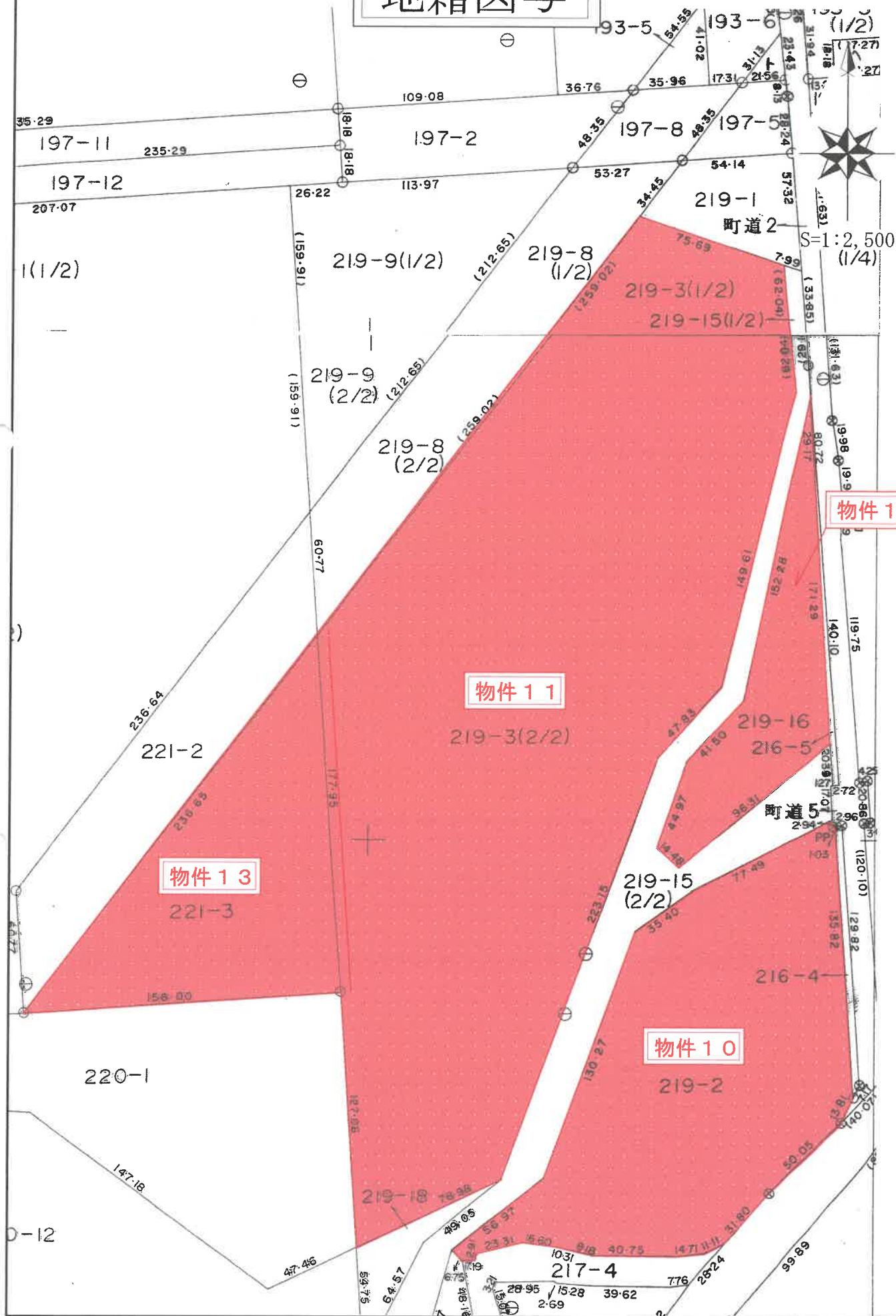
80 m

1:2000

公 図 写



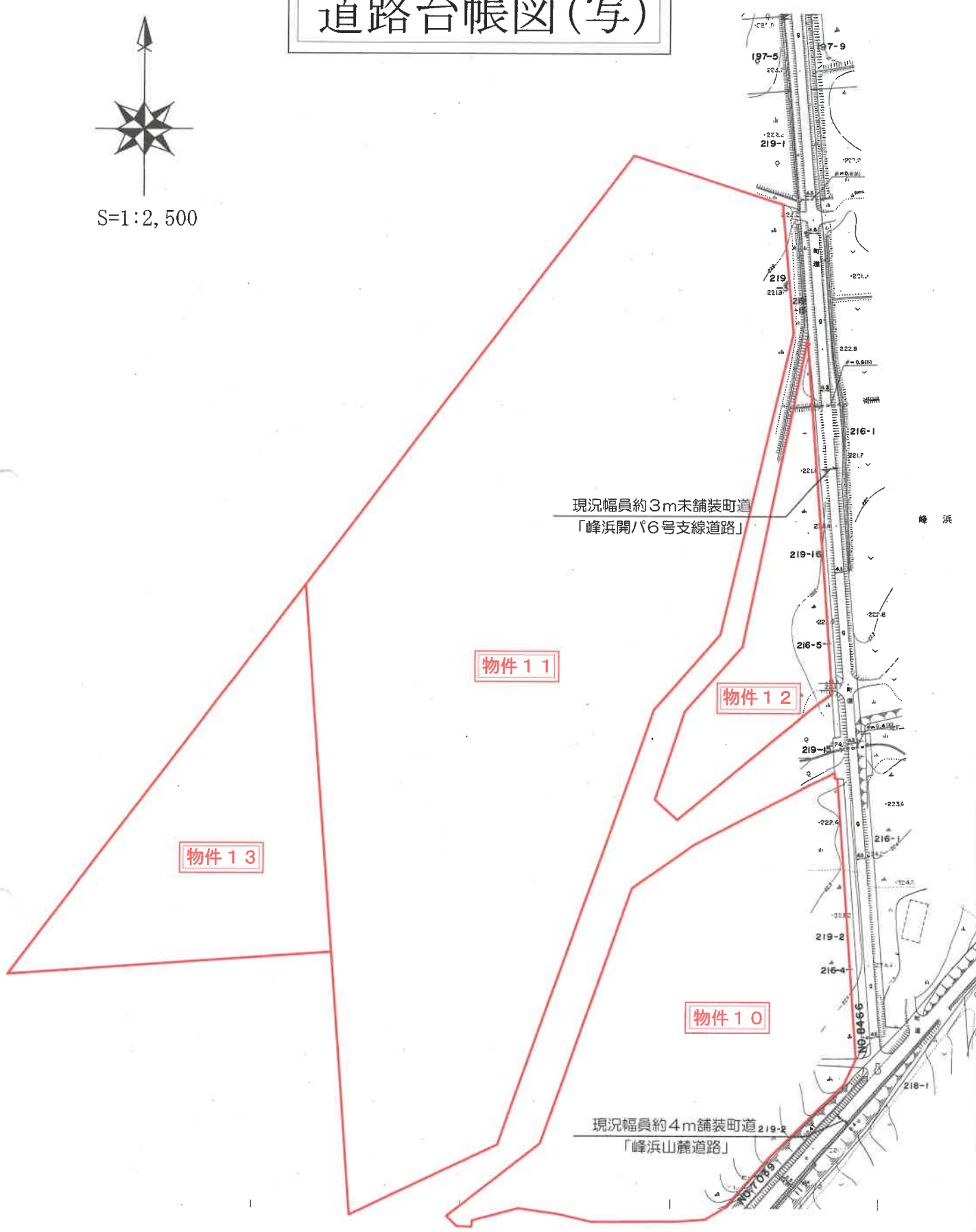
地籍図写



道路台帳図(写)



S=1:2,500



※道路台帳図に加筆の上、作成した。

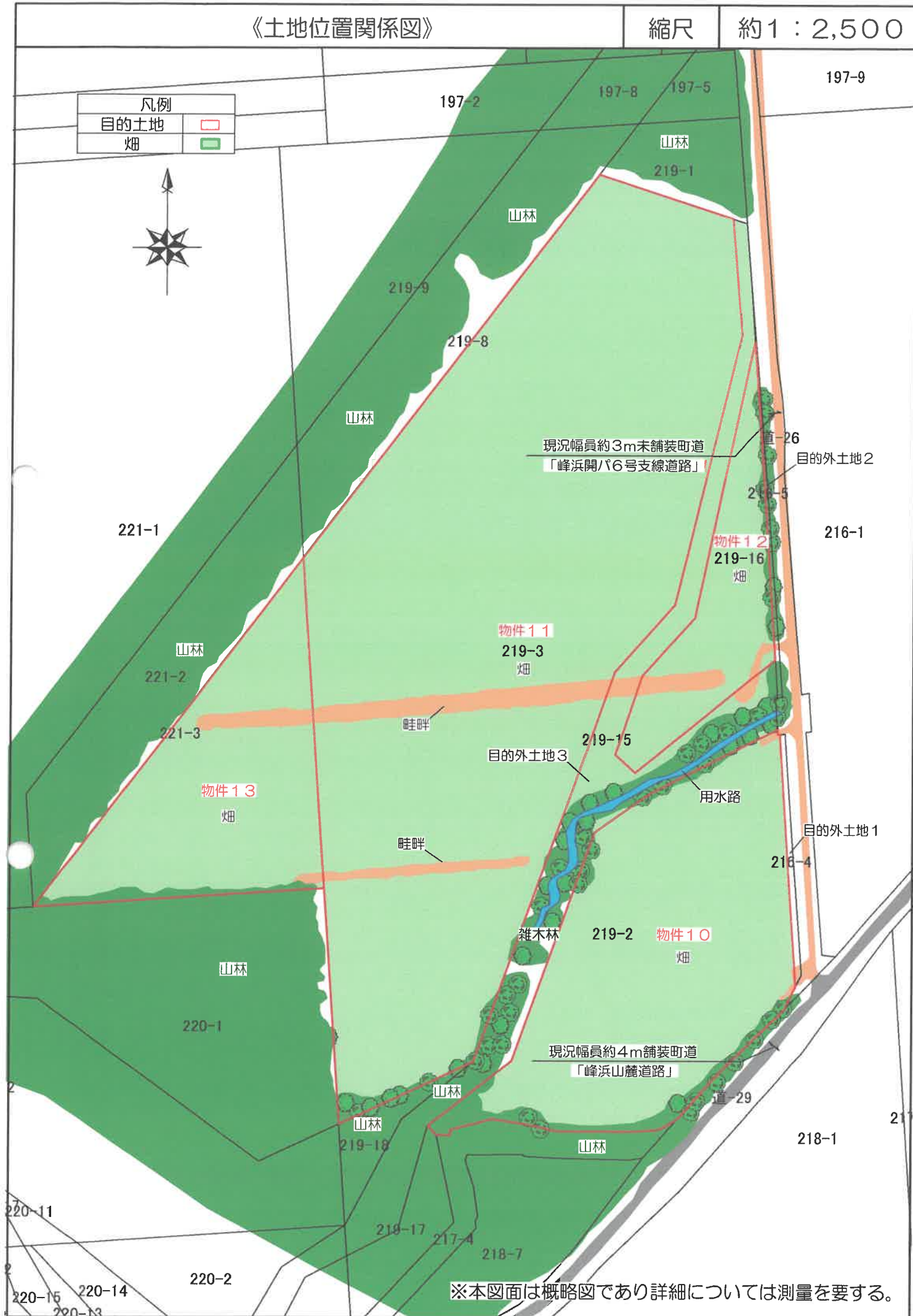
斜里町 道路台帳図

《土地位置関係図》

縮尺

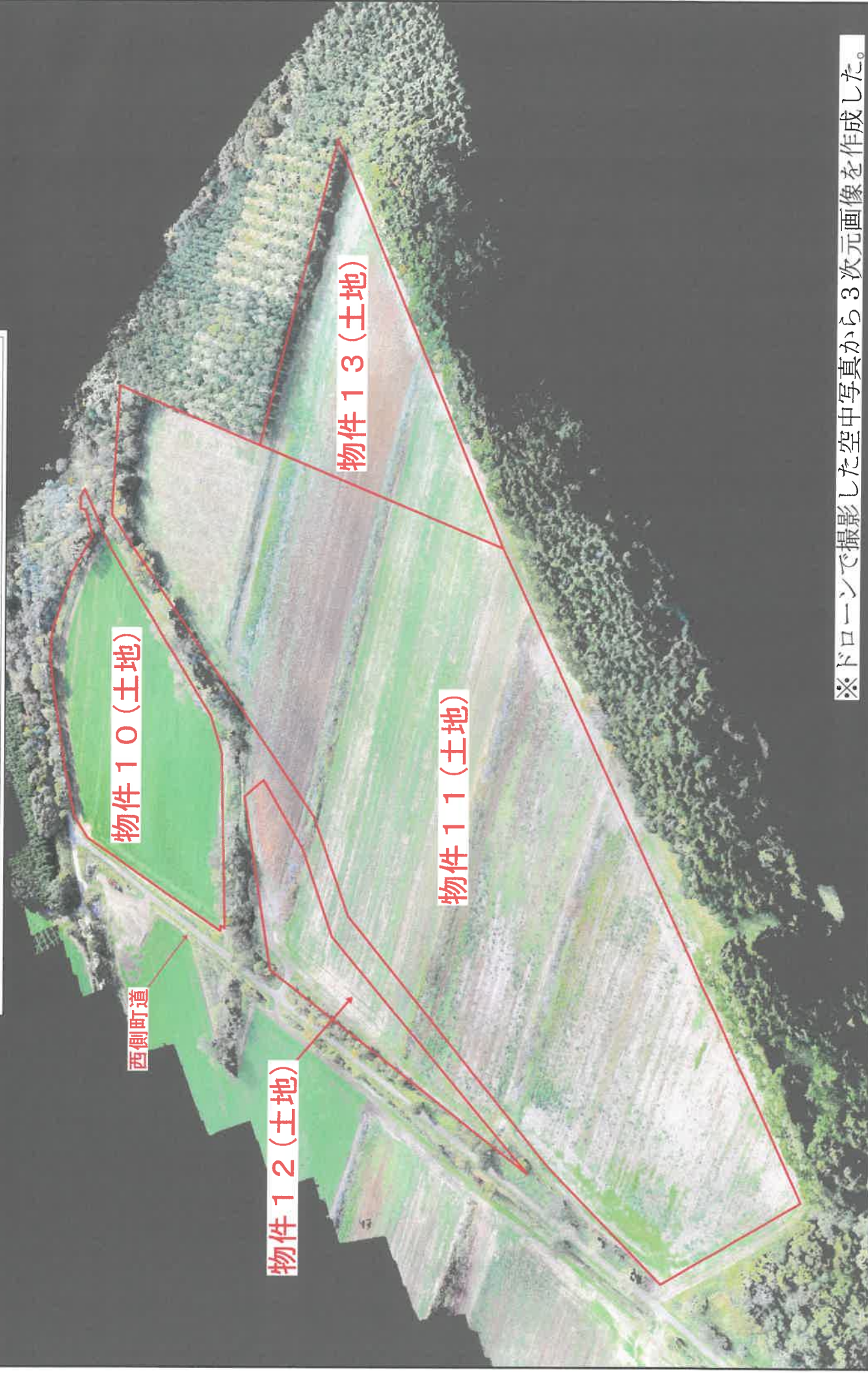
約1:2,500

凡例	
目的土地	
畑	



※本図面は概略図であり詳細については測量を要する。

3次元点群データ（CG画像）



※ドローンで撮影した空中写真から3次元画像を作成した。

3次元点群データ (CG画像)

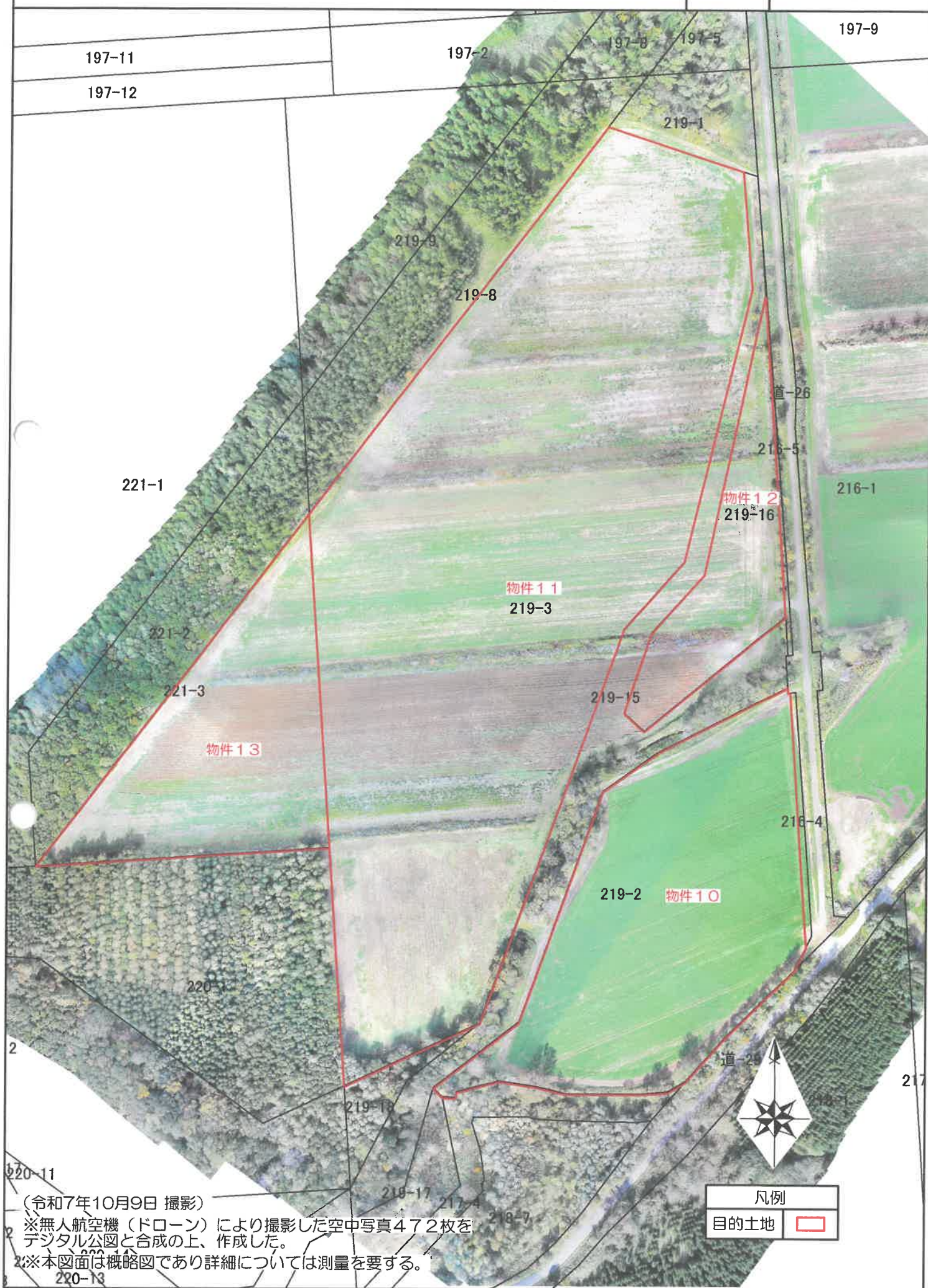


※ドローンで撮影した空中写真から3次元画像を作成した。

《オルソ写真（ドローンによる合成空中写真）》

縮尺

約1：2,500



(令和7年10月9日 撮影)

※無人航空機（ドローン）により撮影した空中写真472枚をデジタル空図と合成の上、作成した。

※本図面は概略図であり詳細については測量を要する。

凡例

目的土地





(令和3年5月撮影)

『Copyright (c) NTTインフラネット株式会社 All Rights Reserved.』

※本図面は概略図であり詳細については測量を要する。

デジタル公図と合成の上、作成。

凡例

目的土地

